

平成27年北秋田市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月6日(金) 午後13時30分から午後14時40分

2. 開催場所 北秋田市交流センター 講堂

3. 出席委員(28名)

2番 長崎 成人	3番 近藤 利紀	5番 長岐 正
6番 三沢 博隆	9番 杉 渕 渉	10番 佐藤 利子
11番 藤島 孝雄	12番 簾内 豊	13番 戸沢 敦男
14番 松橋 利彦	15番 湊 広	17番 金田 悦子
18番 加藤 隆悦	20番 宮腰 文義	21番 畠山 正敏
22番 木村 正彦	23番 太田 兵一	25番 柴田 英一
26番 佐藤 稔	27番 佐藤 哲也	30番 松浦 義春
32番 齊藤 富美雄	33番 伊東 誠子	34番 藤岡 茂憲
35番 檜岡 悦子	36番 嘉成 久雄	37番 三沢 定幸
38番 後藤 久美		

4. 欠席委員(10名)

1番 三浦 剛	4番 金 俊英	7番 土濃塚 謙一郎
8番 佐藤 篤史	16番 佐藤 茂延	19番 小野 安則
24番 柴田 隆一	28番 米澤 一	29番 若松 一幸
31番 布田 久人		

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1 報告第1号 会務報告

第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案第44号 非農地証明交付申請の承認について

第4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第6 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

2 番 長 崎 成 人 3 番 近 藤 利 紀

9. 会議の概要

事務局	どうもご苦勞様です。定刻となりましたので平成27年北秋田市農業委員会第12回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
会 長	11月定例総会を開催いたします。はじめに出席状況についてご報告いたします。委員38名中、欠席届を出されておりますのが、1番の三浦剛委員さん、4番金俊英委員さん、7番土濃塚謙一郎委員さん、8番佐藤篤史委員さん、16番佐藤茂延委員さん、19番小野安則委員さん、24番柴田隆一委員さん、28番米澤一委員さん、29番若松一幸委員さん、31番布田久人委員さんの10名から出されております。現在出席28名であり、定足数に達しておりますので、総会成立になります。それではこれより第12回総会を始めたいと思います。よろしくご審議の程おねがいを申し上げます。
会 長	それでは議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
会 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。2番の長崎成人委員さんと、3番の近藤利紀委員さんのご両名をお願いをいたします。それでは「報告第1号会務報告」を事務局長よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

会 長 会務報告でありますので、ご了承願いたいと思います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。
(詳細省略)

会 長 報告第2号について説明が終わりました。この件に関しまして何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

5 番 5番長岐です。HYファームさんについて内容を教えてください。他者と貸借の為とありますが、これは農地中間管理機構から借りるのもありますか。

事務局 はい。HYファームさんの件は、現在の利用権を解約して、農地中間管理機構の方に向かう予定であります。

5 番 5番長岐です。するとこれは私たちでも、普通の担い手でもできますか、今まで持っている農地を一旦返して、同じ事が出来るのですね。

事務局 はい。農地中間管理機構の受け手の方に手をあげていれば一旦返してまた受けるということは可能かと思えます。ただし、集積協力金とか離農給付金とかは個々の事案によるものだと思います。

会 長 よろしいですか。

5 番 はい。

21 番 21番畠山です。報告第2号の18ページの解約の理由が、揚水停止のためと書いてありますが、まるっきり揚水確保できないのか、状況を教えてください。

事務局 今年度は使えたようですが、今回の作を取ってから、これから揚水が全く使えなくなるというふう聞いております。揚水ポンプの老朽により地主が補修も取り替えも考えていないとのことでの解約となっております。

会 長 よろしいですか。

会 長 その他ございませんか。ご質問ご意見等ございませんか。

21番 21番畠山です。解約理由が自作のためとなっているところが数件有りますが、内容について説明をお願いします。

事務局 受付番号の24番・33番・34番は自作ということで確認しております。あと、39番・40番については、当初来たときは自作のためという風に聞いていたのですが、受付が終わった後に、この総会までの間に農地中間管理機構に向かうということに決まったそうです。ただし受付のあった20日時点ではまだそこまで決まっていなかったため自作ということで申請を受けておりましたので、ここは訂正しないでそのままにしております。よろしくお願ひします。

会 長 よろしいですか？

会 長 その他ございませんか。なければ次に進みたいと思います。
次に「議案第44号非農地証明交付申請の承認について」事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第44号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)

会 長 事務局の説明が終わりましたが、それぞれ現地調査をしていただいた委員さんからもご説明願いたいと思います。受付番号1番につきましては30番の松浦義春委員さんから、2番につきましては33番の伊東誠子委員さんからそれぞれお願いいたします。

30番 30番松浦です。非農地証明ということでありますが、現地調査月日は10月27日、現地調査した委員は、議席番号32番齊藤富美雄委員、33番伊東誠子委員、34番藤岡茂憲委員と私の4名と、事務局からは長岐事務局長、佐藤副主幹、鈴木主査の3名です。関係者の立ち会いとしてT土地家屋調査士のKさんが立ち会っております。受付番号1番の向本城のMさんの所

在地は28ページから30ページまでありますのでご覧ください。申請位置は国道105号線から旧米内沢高校入口の反対方向へ鶴田集落内を通過して合川方面に向かった右側に入ったところにありました。29、30ページに有るとおり、二筆になっております。大野岱地区ということで、約40年くらいの杉林でありました。森林の様子を呈しているということです。周囲も同じ状態であります。現地確認された人達は、非農地と認めてきました。よろしくご審議の程お願いします。

会 長 ありがとうございます。受付番号2番につきましては議席番号33番伊東誠子委員さんからお願いします。

33番 33番伊東です。受付番号2番について説明します。調査日及び調査委員は先ほどの松浦委員さんからの説明にあったとおりですので省略させていただきます。図面31ページから33ページとなっておりますので見てください。

105号線荒瀬地区露熊山峡入り口道路を入れて踏切を渡り、すぐ右側荒瀬駅、駅裏道路の左側の田です。現地にはT土地家屋調査士の方に立ち会いしていただいております。所有者のFさんが平成15年に病気になり今は高齢のため長い間田んぼの管理はされていないということで、一面雑草で埋もれておりましたが、周辺に及ぼす影響は無いと見てきました。所有者のFさんの状態、周囲の状況から見ても、農地への復元は無理と見ました。よろしくご審議の程お願いします。

会 長 どうもありがとうございました。それでは議案第44号につきましてこれより質疑に入ります。何かご質問・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第44号につきましては議案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

会 長 現地調査をしていただいた委員さんから説明願いたいと思います。受付番号1番、2番につきましては議席番号32番の齊藤富美雄委員さんからお願いいたします。

32番 32番の齊藤です。調査日、調査委員は先ほど松浦委員が言いましたので省略をさせていただきます。まず、最初に受付番号1番についてですが35から37ページを見て頂きたいと思います。36ページにあります旧道を堂ヶ岱集落に向かう途中のところで、圃場は区画整理され綺麗なところでありました。譲り渡す理由は農業を辞めるということで隣接の田んぼの所有者KFさんに譲り渡すというお話でありました。境界等もしっかりしておりまして、何ら問題はないのかなと見てまいりました。それから受付番号2番ですが、栄字摩当集落から東の方に行ったところでありまして、38から41ページをご覧いただきたいと思います。最初の左側にありますのはちょっと奥まっております、堤防の近くでありましたが、今は耕作されていなかったように見受けられましたが、ここも境界等ははっきりして何ら問題等はないかと思われまして、それよりまたさらに東側の方へ登っていきますと細長い田んぼがありますが、ここは最初境界が分からなかったわけですが、あとで境界杭を打ってもらい確認しております。ここも何ら問題はないと思っておりますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 どうもありがとうございました。それでは議案第45号につきまして質疑にはあります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

2番 2番長崎です。受付番号2番についてお聞きしたいのですが、譲受人が大館の方で経営規模の拡大っていうのがどうも釈然としないのですが、どういうことでしょうか。

会 長 事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。まず譲渡人と譲受人との関係ですが、親戚関係とかでは

なくて知り合いということでありました。今回譲渡人のTNさんですが音楽家ということですが、現在体をこわして茨城県の病院に入院しているということでもあります。家とか土地とか全てHGさんに買ってもらうということで、農地も含まれていたなので今回の申請に至ったわけです。HGさんは大館の岩瀬の方で、そんなに遠くはないです。大館市から耕作証明書を頂いており経営面積等も確認した上で今回の申請を受理したということになっております。よろしく願いいたします。

会 長 よろしいですか。

会 長 その他何かご質問、ご意見等ございませんか。ないようですので質問を打ち切り採決いたします。議案第45号につきましては議案どおり決することにご意義ありませんか。

（ 異議なしの声 ）

会 長 異議なしと認め決定いたします。それでは「議案第46号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」と議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局 「議案第46号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

（ 詳細省略 ）

会 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しましても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。受付番号1番・2番については議席番号34番藤岡茂憲委員さんから、受付番号3番から6番までは議席番号30番松浦義春委員さんからお願いをいたします。それでは藤岡委員さんよろしく願いいたします。

34番 34番藤岡です。それでは受付番号1番2番について説明いたします。ページ数は44ページから47ページまでです。45ページを見てもらいますが、場所は合川駅から県道24号線を上小阿仁方面へ向かって李岱の信号の手前であります。そばに李岱郵便局、該当するこの場所の向かいには歯科医の合川診療所のある場所であります。ここは先ほど説明あったように店舗と

駐車場、ドラッグストアの建設のようであります。県道はすぐそばということではありますが、他に害を及ぼすような影響はないと思いますので許可相当という判断で見てきました。よろしくご審議をお願いします。

会 長 ありがとうございます。それでは松浦委員さんよろしくお願ひいたします。

30番 30番松浦です。受付番号3番から6番の説明です。調査日、調査員は先ほど説明したとおりです。その他に関係者として譲受人のNK株式会社から大館の局長と社員一名が来まして、2名が関係者として立ち会っております。申請地等の図面は48ページから51ページにあります。申請の場所は元米内沢高等学校の跡地で、太陽光発電を設置されているところです。その雪捨て場として隣接している畑の持ち主である4名から所有権移転するものがあります。番地等状況等については49ページに書いてあります。以上の4名の方から雪捨て場として所有権移転するということで、境界もしっかりしております。別に問題はないと確認しましたのでよろしくご審議の程お願ひします。

会 長 ありがとうございます。それぞれ説明が終わりましたが受付番号5番を除いて、1番・2番・3番・4番・6番につきまして審議にはいります。何かご質問等ありませんか。

9番 9番杉渕です。受付番号1番と2番は前にも同じような案件がでたような気がするのですが何か変わったところがあるのでしょうか？

会 長 事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。前に出たのは、この地番に対する農振除外の一件ではないかと思ひます。その時は意見なしということで回答しまして、農林課の方へ報告しております。備考欄に書いてありますが、まだ農振がついています。ただ、協議済みで農振がはがれる予定だということも確認した上での今回の議案の提出となっておりますのでよろしくお願ひいたします。Tがここに建つということですので、よろしくお願ひいたします。

会 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第46号中」受付番号の1番・2番・3番・4番・6番につきましては原案どおり決することにご意義ございませんか？

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定致します。続いて同じく「議案第46号中」受付番号5番につきましては当農業委員会委員との関連がありますので議席番号35番榎岡悦子委員さんの退席を求めます。

会 長 暫時休憩をいたします。

(35番榎岡悦子委員退席)

会 長 休憩以前に続き会議をいたします。「議案第46号中」受付番号5番につきましてこれより審議に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第46号中」受付番号5番につきましては原案どおり決することにご意義ございませんか。

会 長 (異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定といたします。暫時休憩といたします。

(35番榎岡悦子委員入席)

会 長 休憩以前に続き会議をいたします。「議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農業利用集積計画の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)

会長 暫時休憩をいたします。

会長 休憩以前に続き会議をいたします。説明が終わりました。これより「議案第47号」につきまして所有権移転あるいは利用権設定、農地中間管理機構の件も含めまして全てに対してご質問ご意見等ございませんか？

21番 21番畠山です。利用権設定の受付番号103番の畑で10年2ヶ月賃借料が設定されておられませんでしょうか。

事務局 説明します。農地中間管理機構へ賃借する場合、自作地として1,000平米、一反歩は残せます。ただし畑はなかなか借りてくれる人がいないというのがあると思います。そこでこの畑も使用貸借で借りてもらうということでこのようになっておりますのでよろしくお願いいたします。

30番 30番松浦です。阿仁地区の関係ですが、区画整備して生産組合というのが設立されるようですが、申請書は個人名になっています。生産組合との関係はどのようになるのですか。

事務局 今ですね、阿仁の吉田地区の方にKHファームという農業生産法人が設立されました。それで、今回は個人から農地中間管理機構へ賃貸借で移動された後に、KHファームの方へ2ヶ月後に賃貸借で移動という予定になっております。

会長 要するに個人から農地中間管理機構に今出している形なので、KHファームというのは出てこないということになります。

事務局 KHファームは2ヶ月後に出てくるのですが、今回の農地中間管理機構に向かうのは議案として審議されることになっておりますが、去年もあったのですが「農地中間管理機構」公社の方から受け手の方に行くのは県で報告すればいいだけなので、議案でなくて報告案件として2ヶ月後に出てくる形に

なりますのでよろしくお願いいたします。

会 長 暫時休憩をいたします。

会 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第47号」につきまして何かご質問ご意見等ございませんか？

(なしの声)

会 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第47号」につきましては原案通り決することにご意義ございませんか？

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定を致します。以上をもちまして提出議案はすべて終了しました。これをもって、「平成27年第12回北秋田市農業委員会総会」を閉会いたします。

平成27年第12回北秋田市農業委員会総会案件の審査に係る内容については、上記のとおり相違ないことを認めます。